



Q1 クレジットカードや振込みによる寄附についても、PSTの判定上、寄附金として取り扱うことができるのですか。

A PSTの判定上、寄附金として取り扱うためには、「氏名(名称)だけでなくその住所又は主たる事務所の所在地が明確になっている」ことが必要です。

したがって、クレジットカードや振込みによる寄附であっても、氏名(名称)及びその住所が明らかであり、寄附者名簿にも氏名及び住所を記載することができるということであれば、PSTの判定上、寄附金として取り扱うことができます。

なお、PSTの判定上、受入寄附金は、実際に入金したときに収益として計上することとしているため、寄附者名簿に記載する寄附金を受け入れる年月日は、クレジットカード会社から法人への入金があった日です。「寄附者が支払いの手続をした日」や「寄附者の銀行口座から引き落とされた日」とは異なりますので注意してください。

Q2 定款や規約等から判断して、明らかに贈与と認められる会費について、名称の有無にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱うことができるとされていますが、これは賛助会費だけで正会員の会費については寄附金として取り扱うことは認められないのですか。

認定申請で、「規定の正会費を上回る額を納めた場合にあってはその差額を寄附として扱う」ことを決めた議事録が添付されても、正会費の受領時点で正会費と区分して、差額部分は受取寄附金として受領した経理処理をしていなければ、寄附には当たらないのですか。

A 明らかに贈与であり、対価性が認められない会費については、「賛助会費」が該当するケースが多いと思われませんが、その名称に関わらず対価性が認められない会費については、寄附金として取り扱うことができます。

ただし、正会員の会費は、定款において総会での表決権が反対給付とされている場合が多く、この場合は、寄附金として取り扱うことはできません。

なお、社員の会費を「1口〇〇円」と設定し、会費は「1口以上何口でも」と定めている場合で、会費の口数に関係なく表決権が平等であるときは、1口目のみが反対給付部分であり、自由意思で支払われる2口目以降について、支出する側に任意性がありかつ直接の反対給付が無い場合には、2口目以降の会費を寄附金として取り扱うことができます(2口目以降分の領収書を寄附として発行している場合など、区分して経理されている場合に限ります)。

例えば、20,000円の支払いのうち、5,000円が会費であり、残りの15,000円については、社員が任意に納めているもので、かつこれに対して議決権等をあたえられるものではなく、また、他に反対給付をしているものではない場合、15,000円の領収書(5,000円×3口)を寄附として発行し、寄附金部分は寄附金口座に入金するなど、寄附金と会費を明確に区分して経理している場合には、寄附とみなすことができます。

Q3 PSTの判定上、賛助会費を寄附金として計上するためには対価性が認められないことが条件になっています。この対価性について、例えば、10,000円の賛助会費を払えば、施設利用等で5,000円の割引が受けられる場合、対価性はあるものの、その対価はあくまで5,000円の割引部分のみと考えてよいですか。つまり、10,000円の賛助会費から割引分を引いた残りの5,000円分については、対価性がないものとして寄附として取り扱うことはできますか。それとも、賛助会費の一部分の金額であっても対価性が認められれば、その対価が何割であろうと当該賛助会費は寄附金とみなすことはできないのですか。

A 本件の賛助会員は会費を支払うことにより、会員割引のサービスを得ることができることから、賛助会費には対価性が認められます。したがって、割引金額の多寡に関わらず、賛助会費10,000円的全額が寄附金として取り扱うことはできないと考えます。

Q4 寄附者が口座振込により3,000円の寄附を行った場合に、振込手数料(210円)は法人側の負担となっています。これは、絶対値基準にカウントできる3,000円の寄附金と考えてよいですか。それとも手数料210円を差し引いた2,790円が寄附金となるのですか。

A 振込みによる寄附は氏名、住所が明らかでない寄附が多いため、匿名寄附として扱われ、絶対値基準の計算上、カウントできないケースも多いと思われませんが、寄附者の氏名及び住所が明らか場合は以下のような仕訳となり3,000円の寄附となることから、絶対値基準の計算上、1人とカウントして差し支えありません。

なお、寄附者名簿の寄附金額や領収書の金額も3,000円となります。

(寄附者側)	寄附金3,000円/現金3,000円
(法人側)	手数料210円/寄附金収入3,000円 預金2,790円

Q5 PSTの判定上、寄附金として取り扱う場合は、寄附者に対して必ず領収書を発行しなければならないのですか。

また、認定NPO法人等に寄附した寄附者が寄附金控除を受けるために確定申告を行う場合は、口座振込の控えで足りるのですか。

A PSTの判定上、寄附金として取り扱う場合は寄附者の氏名(名称)及びその住所が明確になっていればよく、必ずしも領収書を発行しなければならないわけではありません。

ただし、寄附者が所得税法上の寄附金控除の適用を受けるためには領収書が必要となり、口座振込の控えだけでは寄附金控除の適用は受けることができません。

また、法人が発行する領収書については、「認定NPO法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるか」が記載されている必要があります。

なお、認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名及び住所も併せて記載されている必要があります。